# ＊鳥取エコハウス建築設計仕様書（案）

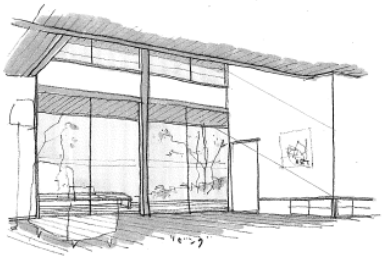

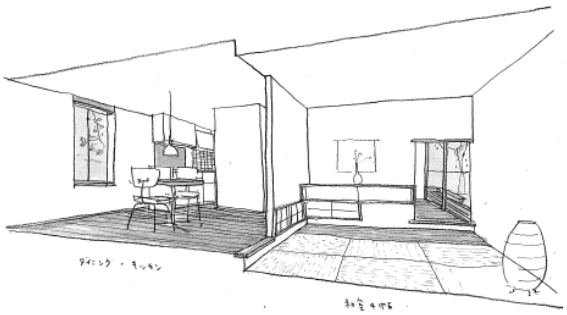

鳥 取 エコハウス推 進 協 議 会

平　成　２４年　４月　版

**はじめに**

鳥取エコハウス推進協議会は、建築士事務所、住宅建設業者、木材供給者、地場産業事業者等が連携し、鳥取県に根ざした環境配慮型住宅（以下「鳥取エコハウス」という）の普及及び供給の促進により、県民の健康で快適な暮らしの実現及び地域産業を振興し、もって持続可能な地域づくりを進めることを目的として設立した協議会です。

この度、協議会では地域材を活用し、鳥取県の気候、風土にあった鳥取エコハウスの具現化に向けた共通のルールを作成いたしました。

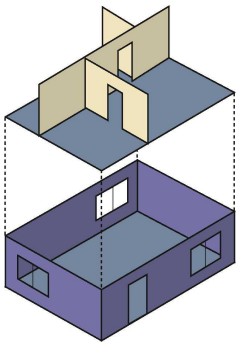

鳥取エコハウスの共通のルールは、「県産材を使用」、「省エネルギー」、「長期優良住宅」、「環境配慮」、「維持管理」、「自然素材」などの特徴を有する木造住宅の仕様です。

また、永く住繋いでいくため、子どもの成長や変化する家族のかたちに合わせて柔軟に変えられるよう、構造体（スケルトン）部分と内装（インフィル）部分に分けて計画することにより、住む人の変化への対応が可能なのも特徴です。それにより、将来家族構成や高齢化したときでも、インフィル部分を改造すれば、その時々のライフスタイルに合わせることができます。

## 01－1

## 「鳥取エコハウス」の方針と基本ルール

「鳥取エコハウス」では、3つの方針と4つの基本ルールを定めます。

### 3つの方針とは

方針1　県産材・とっとりの素材にこだわる
方針2　エコにこだわる（エコロジー＆エコノミー）
方針3　長寿命にこだわる

### 4つの基本ルール」とは

ルール1　スケルトン※基本仕様（必須項目）
ルール2　エコ仕様（選択項目）
ルール3　外部・内部仕上の仕様（選択項目）
ルール4　維持管理（必須項目）

## 01－2 3つの方針

### ＜方針1＞ 県産材・とっとりの素材にこだわる

1 県産材にこだわり、木の良さが感じられる家であること
2 とっとりの素材、産品、職人の技術を活かすこと
3 民家の知恵を活かすこと
4 断面寸法の種類を簡素化することにより、部材ストックを可能にした県産材を活用すること

## 01－2 3つの方針

### ＜方針2＞ エコにこだわる（エコロジー＆エコノミー）

1 夏を旨とし、再生可能エネルギーを最大限に利用した、水、化石燃料エネルギーを節約する住まいであること
2 自然素材と木の調湿機能による呼吸をする住まいであること
3 価格を見える化し、コストパフォーマンスの高い住まいであること

## 01－3 3つの方針

### ＜方針3＞ 長寿命にこだわる

1 住まい手の変化に対応する高い可変性を持ち、耐震性、耐風性に優れる骨太な構造体を持つこと
2 定期点検や住宅履歴情報の保管など家の価値を守る仕組みを提供すること

■「住宅履歴情報（いえかるて （社）住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会）」

住宅履歴情報（いえかるて）とは、住宅の設計、施工、維持管理、権利及び資産等に関する情報で、いつ、だれが、どのように新築や修繕、改修・リフォーム等を行ったかを記録する住まいの「履歴書」です。

住宅を世代にわたって住み継いでいくには、点検や修繕等の維持管理がきちんと行われる必要があり、適切な維持管理には住宅履歴情報が不可欠です。住宅履歴情報があれば、見えないところでも住宅の状況が把握できるため買主が安心して購入できることから中古住宅市場で適切な評価を受けることが期待できます。

住宅履歴情報は、自分で保管するだけでなく、情報サービス機関を利用して保管することもできます。

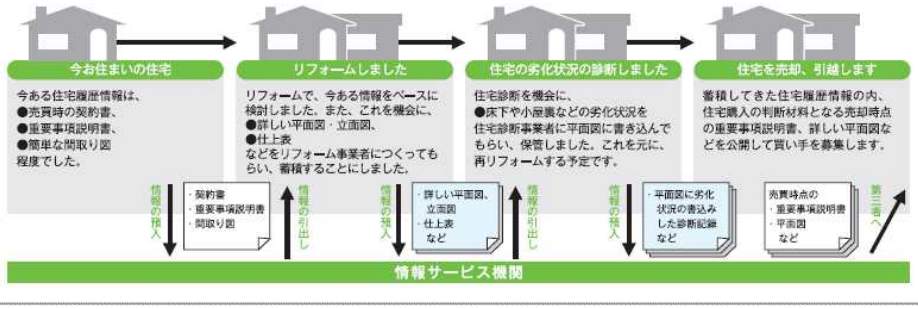


出典：全体パンフレット「住宅履歴づくりのススメ」より

## 02－1　4つの基本ルール

### ＜ルール1＞　基本仕様（必須項目）

基本仕様について、構造材は鳥取県産材（原則として規格材）を使用した骨太グリッド架構、長期優良住宅仕様及びCASBEEとっとり[戸建]評価 A ランクを満たすこと。

#### 長期優良住宅について

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のことで、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度です。「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成 20 年 12 月公布、平成 21 年 6 月 4 日施行）

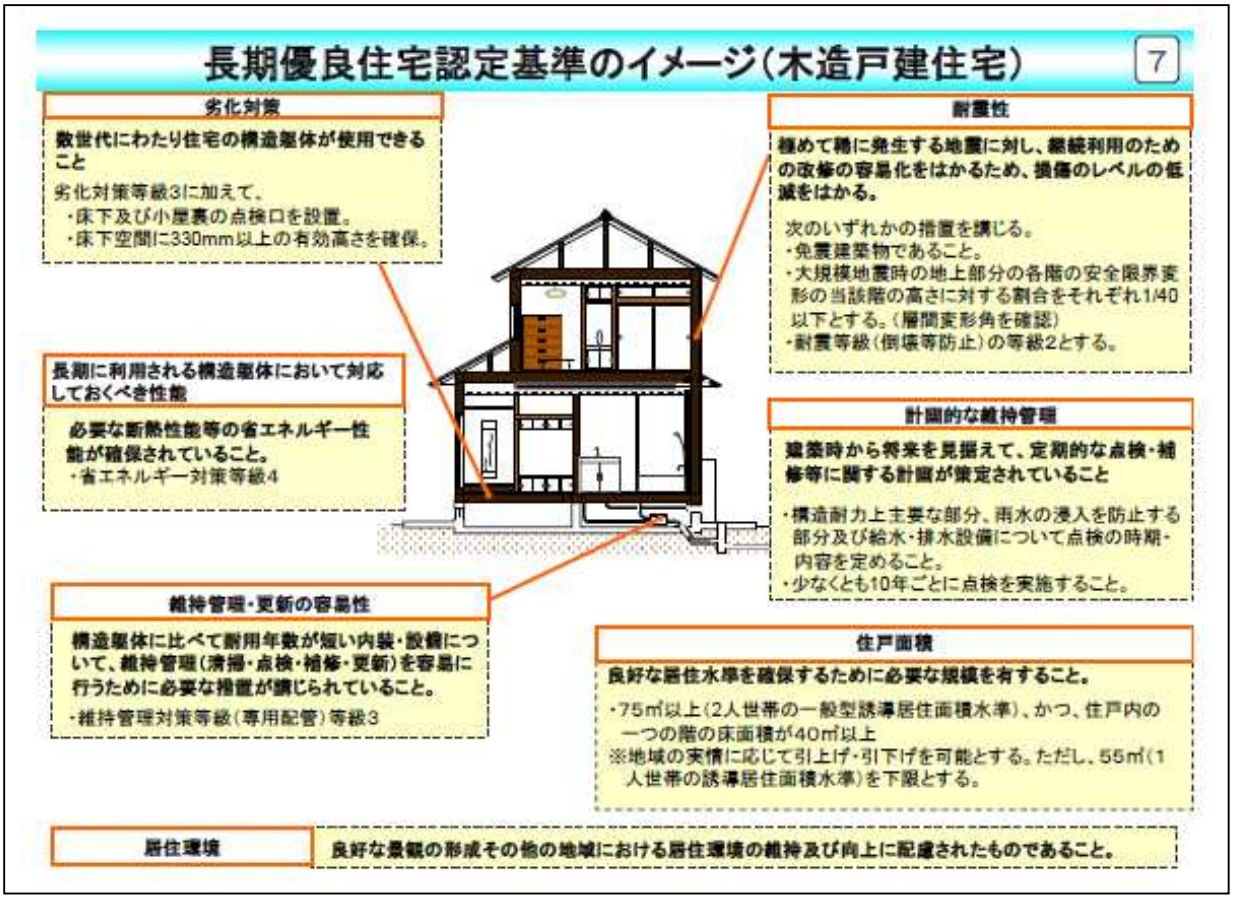


#### 長期優良住宅の主な特徴

| | | |
|---|---|---|
| 1　耐震性 | 地震に強く、倒壊しにくい安心の家 | 平成 12 年に施行された改正建築基準法の耐震強度よりもさらに強い、1.25 倍以上の強度が講じられている。 |
| 2　劣化対策 | 構造や骨組みのしっかりした長く住める家 | 建物の構造など、水分・シロアリ被害等に対する防腐・防蟻・防湿・防水対策が講じられている。 |
| 3　維持管理 | メンテナンスの容易な家 | 構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理（清掃・点検・補修）・更新を容易に行うために必要な措置が講じられている。 |
| 4　省エネ | 地球にやさしく、家計にもやさしい家 | 地域ごとに決められた基準で、断熱性は最高等級の次世代省エネルギー基準に適合する必要な措置が講じられている。なお、建築基準法には規定されていませんが、長期優良住宅では厳しく規定されている。 |
| 5　可変性 | ライフスタイルに対応できる家 | 居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられている。 |

## CASBEEとっとり[戸建]について

CASBEEとっとり〔戸建〕は、建築主、設計者が自ら住宅の環境性能を評価することで住宅の環境配慮に対する自主的な取り組みを推進し、環境品質の高い長寿命な住宅の普及と環境への負荷の低減を図ることを目的に、鳥取県の施策や地域特性を踏まえ、戸建住宅の環境性能を評価して格付けする手法で、新築に限り適用しております。

推進する5つの重点項目を設定しており、敷地境界等に仮想境界で区分された内外二つの空間を想定し、仮想境界内部のすまいの環境品質に係る要素(QH:Quality)、すまいが仮想境界外部に与える環境負荷に係る要素(LH:Load)のそれぞれの評価項目について評価を行い、QH 値とLH 値を集計して、建築物の環境効率BEEH を算出するものです。

○ 5つの重点項目

（1） 県産材･地域産品･伝統技術の活用の推進
（2） 自然エネルギー利用の推進
（3） 維持管理体制の整備の推進
（4） 敷地内緑化の推進
（5） まちなみ･景観形成の推進

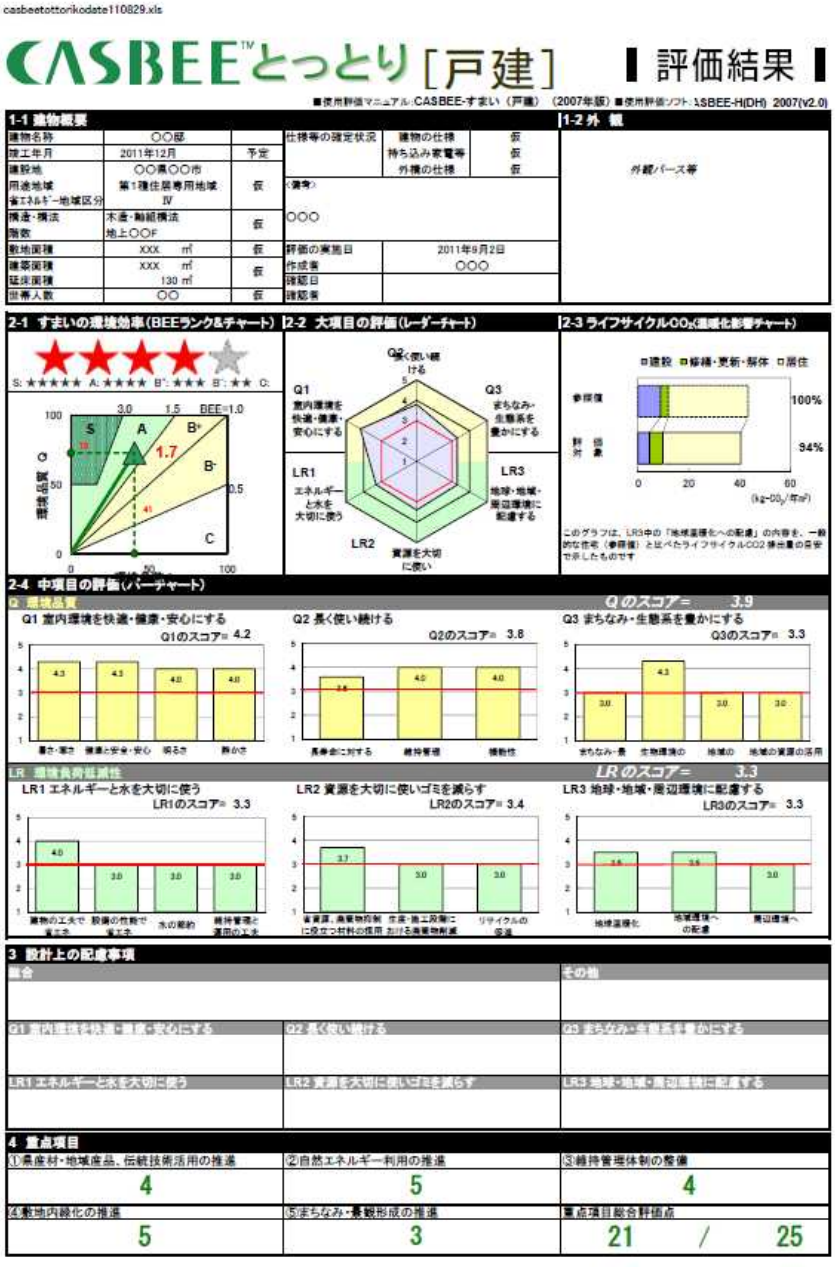

## 02－2 4つの基本ルール

### ＜ルール2＞ エコ仕様（選択項目）

自然エネルギー利用タイプ、高断熱・空気循環タイプ、太陽熱利用タイプの3つのうち1以上のエコ仕様を満たすこと。

#### Ⅰ 自然エネルギー利用タイプ

日射の遮蔽、自然採光、通風の確保などできるだけ自然エネルギーを利用することで、エネルギー消費量を削減すること。

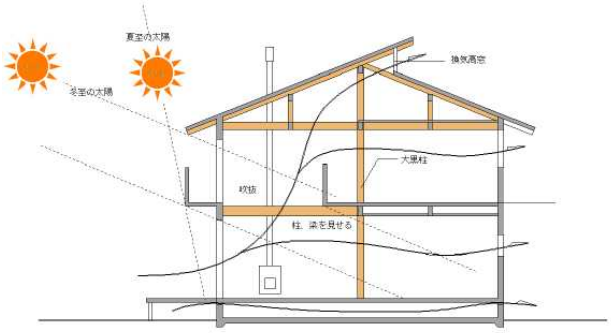


#### Ⅱ 高断熱・空気循環タイプ

住宅を高断熱化し、床下空間から天井まで空気を循環させることで、室内の温度差をなくして、冷暖房負荷を軽減し、エネルギー消費量を削減すること。

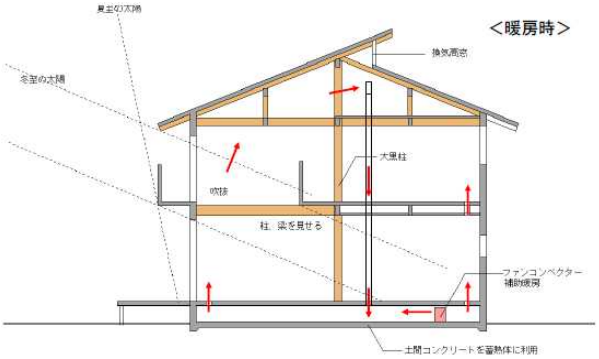


#### Ⅲ 太陽熱利用タイプ

太陽熱利用システムを設けて、太陽熱を給湯及び床下空間から空気を循環させる床下暖房の熱源に利用、 エネルギー消費量を削減すること。

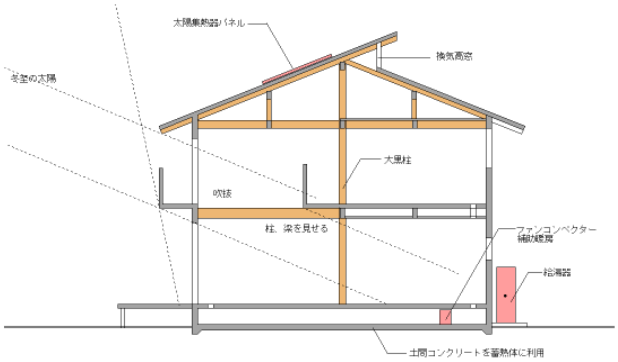

## 02−3 4つの基本ルール

### ＜ルール3＞ 外部・内部仕上仕様（選択項目）

自然・無垢・土に還る材料、とっとりで作られたモノ、エネルギー消費量の削減に寄与する仕上げを選択し採用すること。

＜外部リスト＞

| 漆 喰 | 杉板張り（県産材） | 瓦葺き |
|---|---|---|
| | | |
| 珪藻土 | ガルバリウム鋼板（壁） | ガルバリウム鋼板（屋根） |
| | | |

＜内部リスト＞

| 漆 喰 | 因州和紙 | 土 壁 |
|---|---|---|
| | | |
| 杉板張り（県産材） | 珪藻土 | 杉フローリング（県産材） |
| | | |

## 02－4 4つの基本ルール

### ＜ルール4＞ 維持管理（必須項目）

住宅履歴情報の保管、定期点検の実施、取扱説明書を提供すること。

1 住宅履歴情報とは、住宅の設計、施工、維持管理、権利及び資産に関する情報で、住宅の保有者が蓄積、活用してゆくためのものです。修繕やリフォーム等の記録も含まれます。

これらの情報を適切に維持、保存することによって次代に継承することが可能となり、ひいては住宅の長寿命化を実現することにつながります。

中古住宅として売買するときにも、売主/買主双方が安心・納得して取引できるだけでなく、住宅の資産価値が適切に評価されやすくなる効果を引き出します。

また、長期優良住宅の認定では「30 年間にわたる維持保全計画の策定」が求められていますが、策定にあたってはめいめいの工務店等の方針、環境条件、住宅の仕様に応じて項目や点検時期を決定することになります。

2 長期優良住宅の認定で、法により義務付けされている「住宅建築の記録の作成及び保存」（住宅履歴書）は、施工業者の名前など新築時の情報や、点検・修繕など維持管理の記録をする台帳で、保存すべき関係書類（設計図書、建築確認書、性能評価書等）と一緒にまとめて補完することが求められています。

3 住宅履歴情報の蓄積と活用を支援する業務を行う事業者一覧は、一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会ホームページに記載されています。（http://www.iekarute.or.jp/index.html）

## 03－1 部材リスト

### ＜構造材リスト＞

鳥取エコハウスでは、今後県内で多く生産される大径木を生かすと共に樹種を考慮しながら、構造材のそれぞれにふさわしい箇所で用いる、すなわち適材適所の考え方を徹底することにより、効率的かつ経済的な県産規格材を活用する。なお、具体的な木材の種類と使用量は下記の規格部材リストとする。

1 針葉樹構造用製材（県産材）JAS 規格材を使用すること
2 構造材の含水率は、全数測定により20%以下とすること
3 木材乾燥は、天然乾燥により1から2ヶ月程度かつ中温機械乾燥により10日間を原則とすること
4 ヤング係数は大梁及び大きな荷重がかかる部材について、製材所にて計測し、ヤング係数E70以上とすること
5 大黒柱は産地を明示すること
6 通し柱、大黒柱及び管柱は、芯持ち材（背割り有）とすること
7 梁及び桁は、大径木を生かして芯去り（割り角）材とすること
8 規格部材（柱、梁・桁）の仕上げは、KDモルダー仕上とすること

芯去り材（割角）の特徴
節が少なく化粧材が取りやすい
天然乾燥させても割れが少ない
芯を外すため、大径木が必要

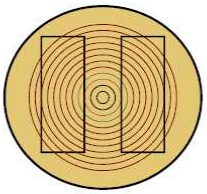

＜規格部材リスト＞

| 記号 | 使用箇所 | | 材種 | | 等級 | mm mm M | 単位材積 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 土 台 | | 桧 | | | 150 × 120 × 4 （防蟻処理なし） | 0.072 m³ |
| 2 | 大黒柱 | | 杉 | 芯持／背割り有 | 乙種構造材2級 | 180 × 180 × 6 | |
| 3 | 大黒柱 | | 桧 | 芯持／背割り有 | 乙種構造材2級 | 180 × 180 × 6 | |
| 4 | 通し柱 | | 杉 | 芯持／背割り有 | 乙種構造材2級 | 150 × 150 × 6 | |
| 5 | 通し柱 | | 桧 | 芯持／背割り有 | 乙種構造材2級 | 135 × 135 × 6 | |
| 6 | 管 柱 | 大壁用 | 杉 | 芯持／背割り有 | 乙種構造材2級 | 120 × 180 × 3 | |
| 7 | 管 柱 | 化粧一面 | 杉 | 芯持／背割り有 | 乙種構造材2級 | 120 × 120 × 3 | |
| 8 | 管 柱 | 化粧二面 | 杉 | 芯持／背割り有 | 乙種構造材2級 | 120 × 120 × 3 | |
| 9 | 管 柱 | 化粧三面 | 杉 | 芯持／背割り有 | 乙種構造材2級 | 120 × 120 × 3 | |
| 10 | 管 柱 | | 桧 | 芯持／背割り有 | 乙種構造材2級 | 120 × 120 × 3 | |
| 11 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 150 × 4 | |
| 12 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 180 × 4 | |
| 13 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 180 × 5 | |
| 14 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 210 × 4 | |
| 15 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 210 × 5 | |
| 16 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 210 × 6 | |
| 17 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 240 × 4 | |
| 18 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 240 × 5 | |
| 19 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 240 × 6 | |
| 20 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 270 × 4 | |
| 21 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 270 × 5 | |
| 22 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 270 × 6 | |
| 23 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 300 × 4 | |
| 24 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 330 × 4 | |
| 25 | 梁･桁 | | 杉 | 芯去 | 甲種構造材Ⅱ2種 | 120 × 360 × 4 | |

## 03－2 部材リスト

### ＜下地・仕上材リスト＞

とっとりエコハウスでは、樹種を考慮しながら、下地材及び仕上げ材のそれぞれにふさわしい箇所で用いる、すなわち適材適所の考え方を徹底することにより、効率的かつ経済的な県産規格材を活用する。なお、具体的な木材の種類と使用量は下記の規格部材リストとする。

1　下地材の含水率は20%以下とすること（＜規格部材リスト1～14＞）
2　仕上げ材（床材）の含水率は15%以下とすること（＜規格部材リスト 15～20＞）
3　規格部材（下地材すべて）の仕上げは、KDモルダー仕上とすること

＜規格部材リスト＞

| 記号 | 使用箇所 | | 材　種 | | 等級 | mm　mm　M | 単位材積 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 火打ち | | 杉 | | 1等 | 90 × 90 × 4 | |
| 2 | 火打ち | | 杉 | | 1等 | 45 × 90 × 4 | |
| 3 | 根 太 | | 杉 | | 1等 | 60 × 60 × 4 | |
| 4 | 垂 木 | | 杉 | | 1等 | 60 × 75 × 4 | |
| 5 | 垂 木 | | 杉 | | 1等 | 60 × 90 × 4 | |
| 6 | 垂 木 | | 杉 | | 1等 | 60 × 120 × 4 | |
| 7 | 野 縁 | | 杉 | | 1等 | 40 × 40 × 4 | |
| 8 | 胴 縁 | | 杉 | | 1等 | 18 × 45 × 4 | |
| 9 | 窓台、筋違い | | 杉 | | 1等 | 45 × 120 × 4 | |
| 12 | 間 柱 | | 杉 | | 1等 | 30 × 120 × 3 | |
| 13 | 小幅板 | 厚 12mm | 杉 | | 1等 | 12 × 120 × 2 | |
| 14 | 小幅板 | 厚 12mm | 杉 | | 1等 | 12 × 75 × 2 | |
| 15 | 床下地板（2F） | 厚 30mm | 杉 | | 1等 | 30 × 210 × 2 | |
| 16 | 床 板 | 厚 15mm | 杉 | 本実加工 | 1等 | 15 × 150 × 4 | |
| 17 | 床 板 | 厚 30mm | 杉 | 本実加工 | 1等 | 30 × 180 × 4 | |
| 18 | 登り淀 | | 杉 | | 上小 | 30 × 90 × 4 | |
| 19 | 広小舞 | | 杉 | | 上小 | 30 × 120 × 4 | |
| 20 | 破風板 | | 杉 | | 上小 | 30 × 150 × 4 | |
| 21 | 外 壁 | 厚 12mm | 杉 | 相削り加工 | 1等 | | |
| 22 | 外 壁 | 厚 12mm | 杉 | 相削り加工 | 上小節 | | |
| 23 | | | | Jパネル | | W２０００×D９７０×H６９０ | |
| 24 | | | | LVL | | | |

（用語）Jパネル：国産杉のひき板を繊維方向に幅はぎ接着したのち繊維方向が互いに直交するように三層積層集成材。（日南町 （株)オロチ製品）
ＬＶＬ：鳥取県産杉の間伐材で作った単板積層集成材。（南部町　協同組合レングス製品）

## 04－1 ＜ルール1＞ スケルトン基本仕様(必須項目)

### ＜構造ルール＞

#### 構造材

構造材は、鳥取県産材規格材を使用した軸組とすること

#### モジュール

基本1モジュール(半間)は 985 又は 910mm とすること

#### 平面計画(構造)

1 通し柱をスパン4m以内に配置し、2間×2間、2間×1．5間又は1．5間×1．5間のグリッドプランによる主屋と下屋で構成すること
2 耐力壁は、原則として外壁に配置し、内部はスケルトン仕様に対応し極力柱を設けない計画とし、原則として大黒柱を設置する(出来るだけオープンな平面計画)。
3 柱、梁等の構造材は室内に表しを原則とすること
4 日本住宅性能評価基準の耐震等級2を満たすこと

#### 基本架構6パターン

基本モジュールによる田の字型のスケルトン基本架構とし、以下の6パターンとすること

**基本モジュール 1P＝985又は910mm 通し柱○ 大梁 ―― 小梁 ―― 小梁 ----**

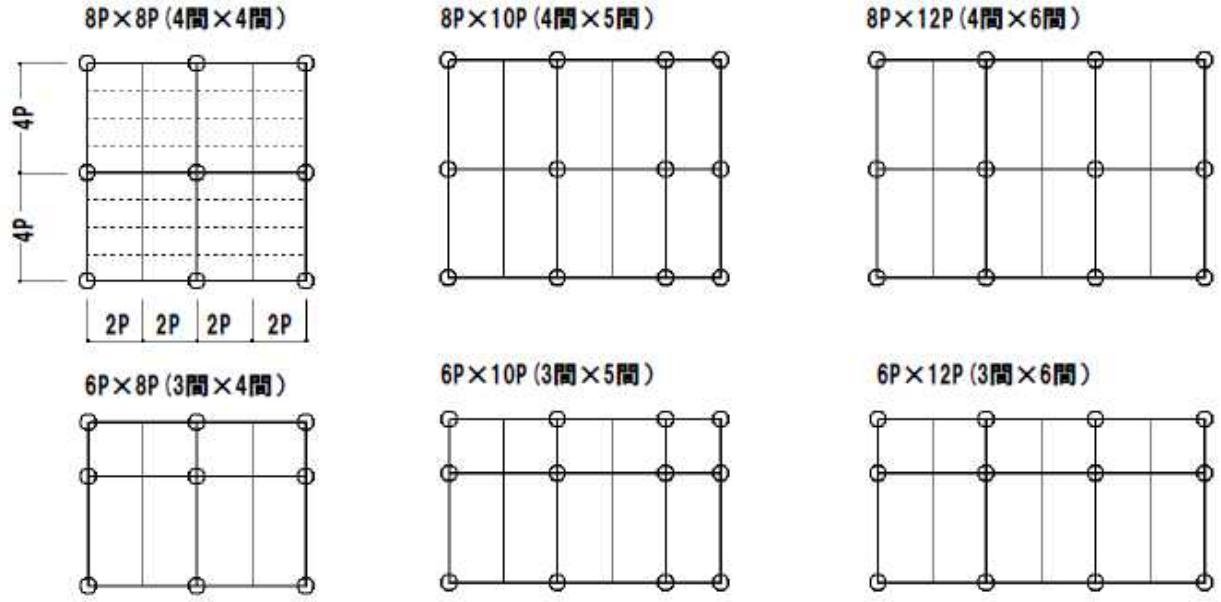


#### 意匠

1 日本住宅性能評価基準の省エネルギー対策等級の等級4を満たすこと
2 〃 劣化対策等級(構造躯体等)の等級3を満たすこと
3 〃 高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級3を満たすこと
4 〃 維持管理対策等級(専用配管)の等級3を満たすこと

#### 梁とスパンの計画

1 規格部材リストとすること(P○頁)
2 梁断面寸法は、「鳥取県産スギ材横架材のスパン表」により算定すること(P○頁)

## 基 礎

1 基礎は、鉄筋コンクリート造べた基礎とすること(P〇頁)

2 基礎立ち上がり幅は 150mm とすること(P〇頁)

## 軸組みの種類

1 平面計画

① 間仕切り壁を設けるにあたっては、構造柱(構造的に必要な柱)と区別し、間柱で施行すること

② 構造上主要な材として、土台、柱、梁、束、筋違いの他、構造用合板の釘を打設する受材、間柱についても、構造材と同等の品質を確保した材料とすること

③ 仕口、継ぎ手、ボルト設置箇所には、構造上支障のある割れ、死節等がないこと

④ 梁・仕口接合部には、設計図書の準じて補強金物を設置し、金物はZマーク表示金物及び同等品以上の認定金物を使用すること

2 断面計画

① 軒高は、通し柱6mで納まる範囲とし、5,500mm 以内 とすること

② 軒高を低く押さえたプロポーションにすることにより、美しいデザインとすること

3 屋根形状

規定しないこととする。

## 床組み

床下空間の有効高さを 330mm 以上とすること

(例示)

・(1階床):杉生荒板(厚 12mm)又は構造用合板下地、鋼製(プラスチック製)床束、基礎パッキンとする。

## 04−2　＜ルール1＞ 基本仕様(必須項目)

**＜接合部の計画＞**

### 基礎と土台の接合部(柱脚金物施工方法)

1　ホールダウン金物施工方法

① ホールダウンアンカーボルトの設置位置は、柱面から31mm とすること

② アンカーボルトの基礎天端からの埋め込み寸法は360mm 以上とすること

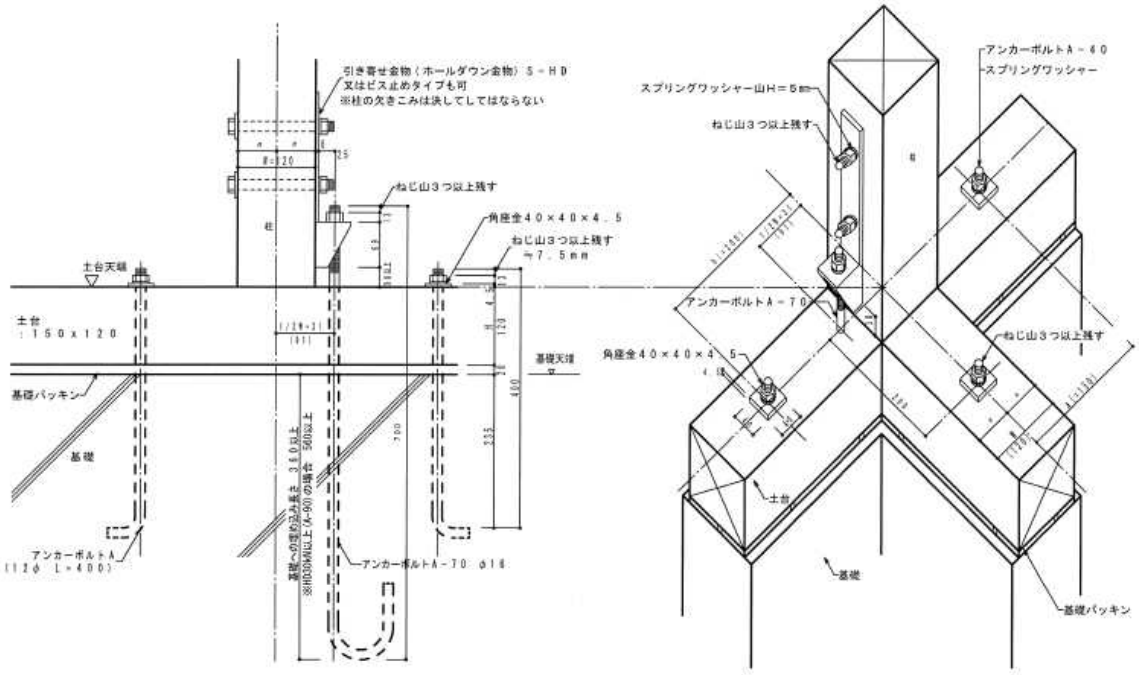


（標準図：木構造建築研究所標準図より引用）

2　アンカーボルト施工方法(図中括弧内の寸法は120mm 角時の場合の数値を示す)

① 土台アンカーボルトの設置位置は、柱芯からの寄りの標準を特記なき限り200mm とすること

② 水糸で通りを正確に出して、位置決め材に墨出しをし、アンカーボルトがずれないように固定すること

③ アンカーボルトの基礎天端からの埋め込み寸法は225mm とすること

| 種類 | 基礎天端からの立ち上がり高さ | 垂直方向の位置づれ | 水平方向の位置づれ | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| A−70,90 | 土台成+290 | ±5mm 以内 | ±10mm 以内 | |
| A−40 | 土台成+290 | ±10mm 以内 | ±3mm 以内 | |

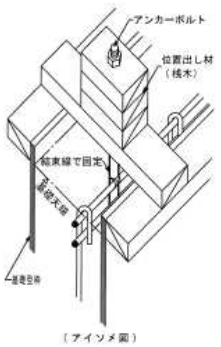


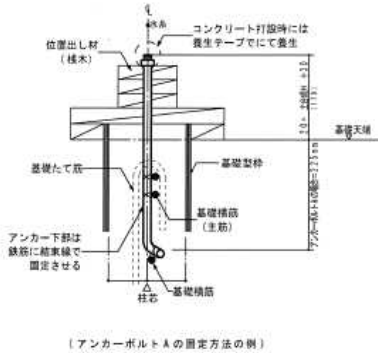


（標準図：木構造建築研究所標準図より引用）

## 土台継手と柱脚部の接合部

1　土台継手施工方法

① アンカーボルト芯位置について

・見付け方向ボルト芯＝通芯＋200mm とすること

・土台継手位置(連続):見付け方向ボルト芯＝通芯＋330mm とすること

・基礎埋込長＝225mm

・アンカーボルト A　+座金 40 角×4.5

・アンカーボルト立上り＝土台成＋50mm

② 土台継ぎ手について

・腰掛け蟻継ぎ又は鎌継ぎとすること

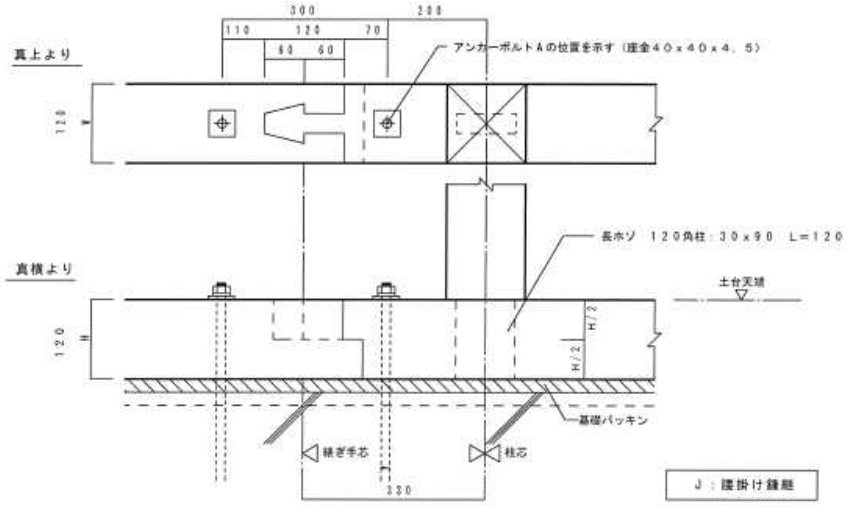


（標準図:木構造建築研究所標準図より引用）

2　土台･柱脚部　合板コーナー施工方法

柱と土台、柱と横架材の接合に使用します。専用ビスを使用し割れ防止の為、予備穴を設けること

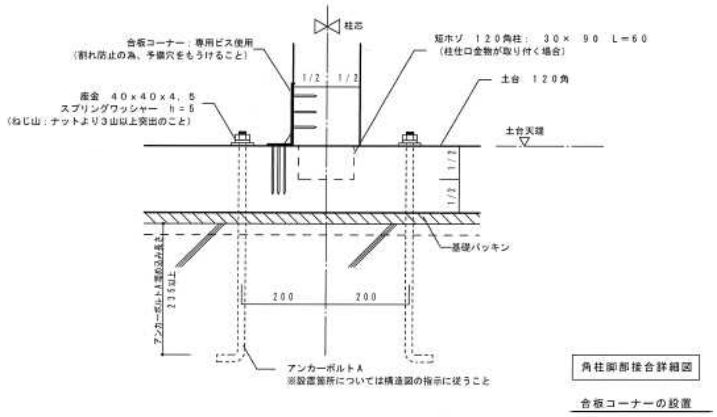


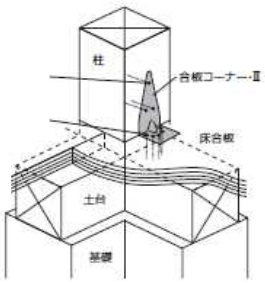


（標準図:木構造建築研究所標準図より引用）

3 柱仕口金物(ホールダウン金物)施工方法

① 設置階の柱脚と下階の柱頭の接合

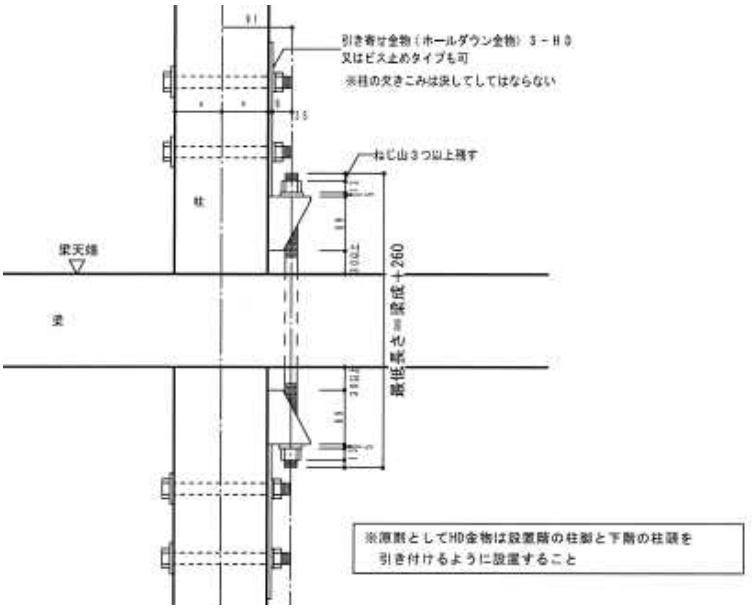


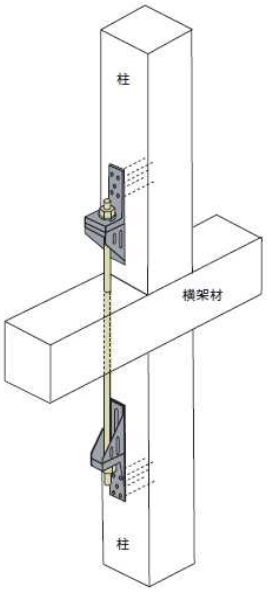


② 下部又は上部に柱が無い場合における設置階の柱脚と梁の接合

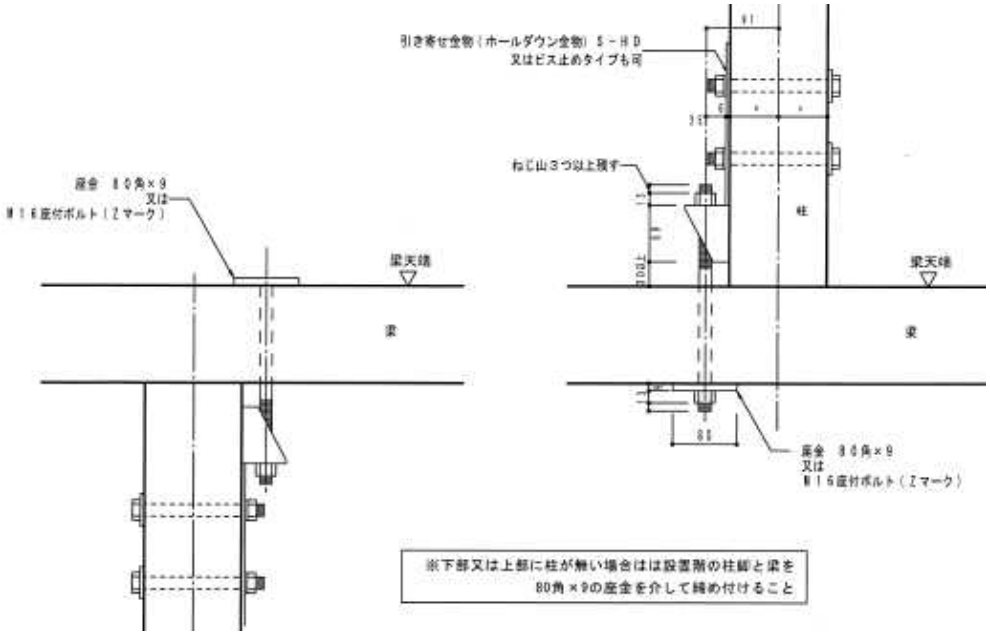

## 柱と梁の接合部

1　柱と梁接合部の施工方法

① 柱との接合部は傾き入れ短ほぞ差し同等以上とすること

② 引きボルトは上引き優先とする。ただし、梁成が異なる場合や化粧部分となる場合は、下引き優先とすること

③ 引きボルトのボルト設置用溝は建て方時に引きぼるとが設置困難な場合等に設けるとすること

④ 釘、ビス及びボルトを設置する箇所に割れ、死節などの欠陥がある材は交換すること

⑤ 全てのナットと座金との間には、スプリングワッシャーを設置すること

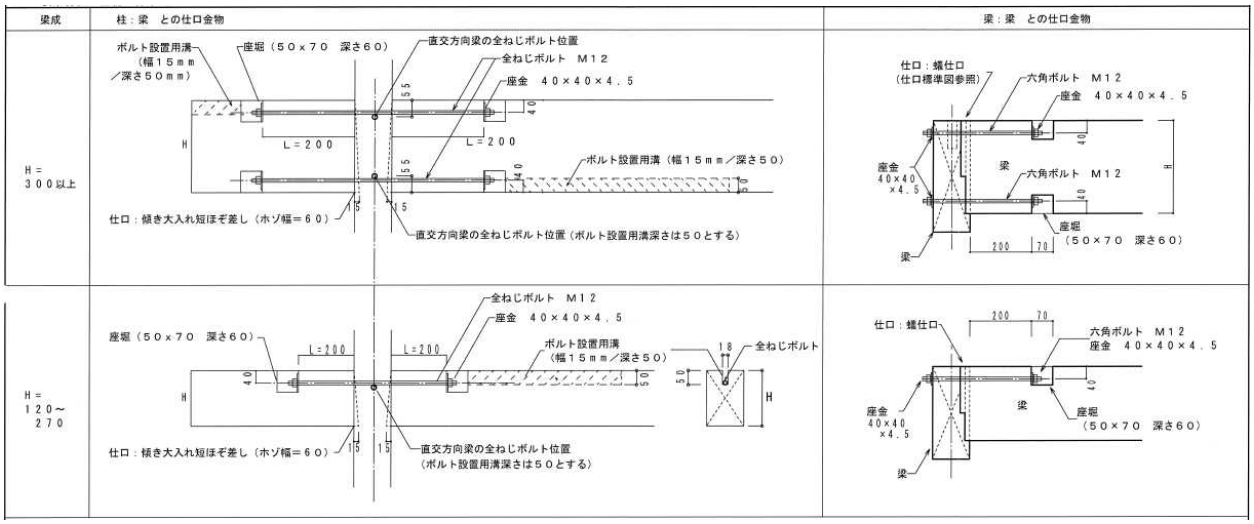


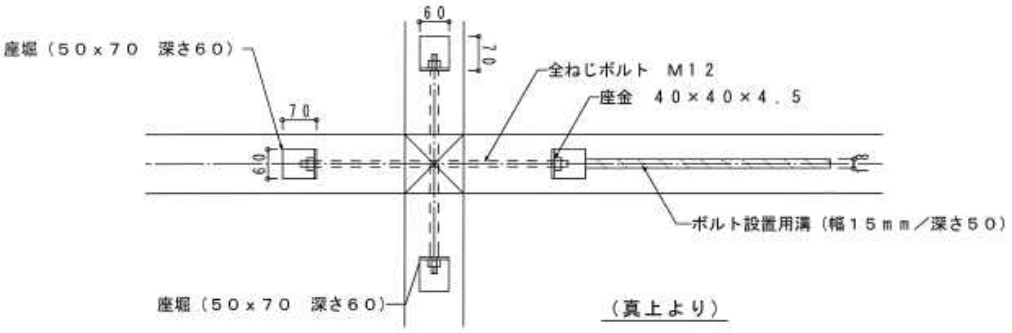


## 登り梁の接合部

1　その他の梁と柱の接合部の施工方法

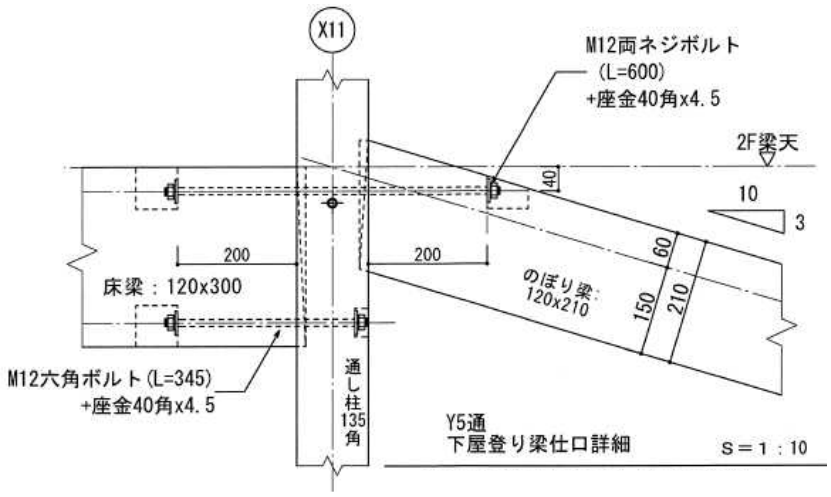

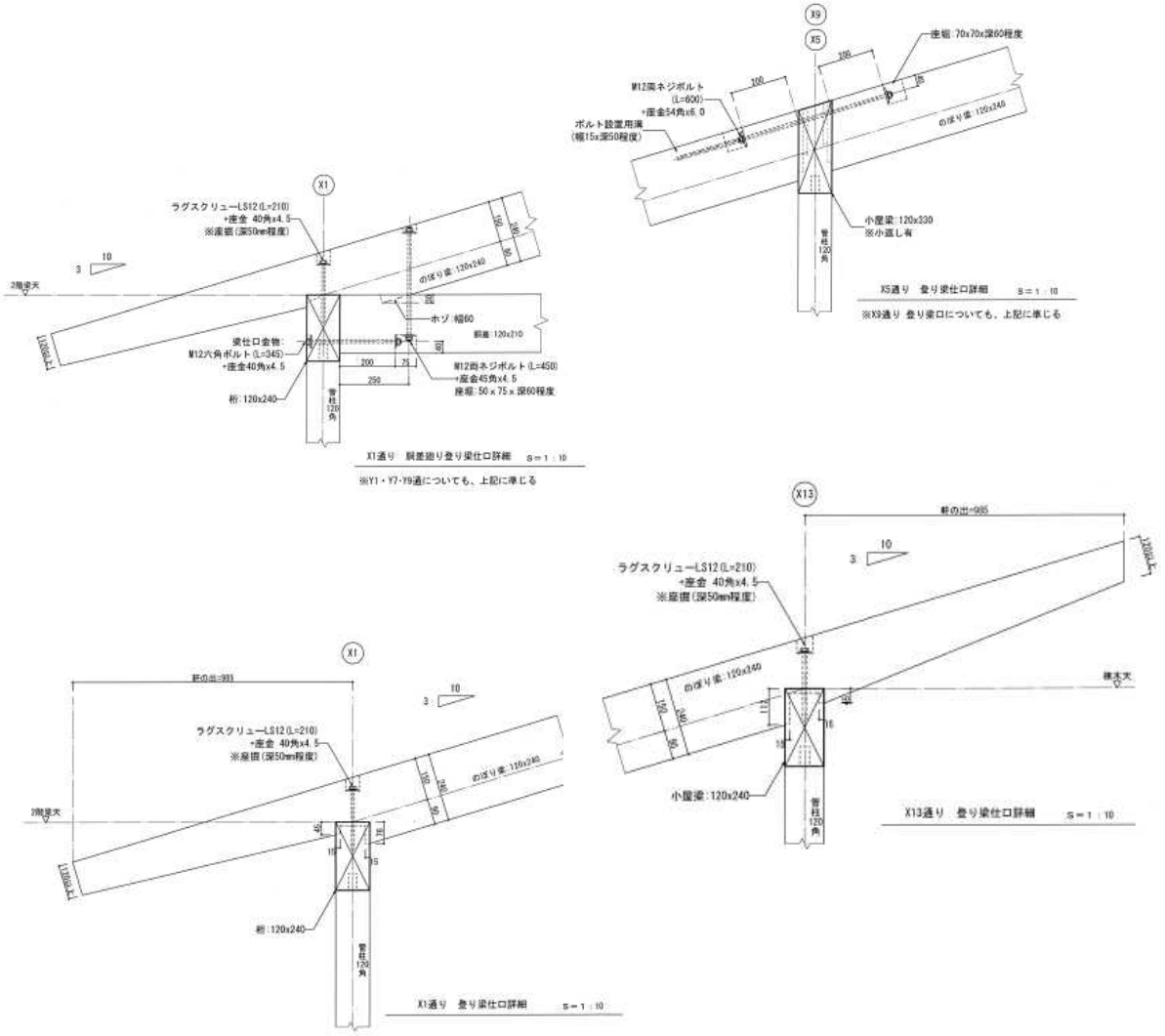


## 2 棟木接合部の施工方法

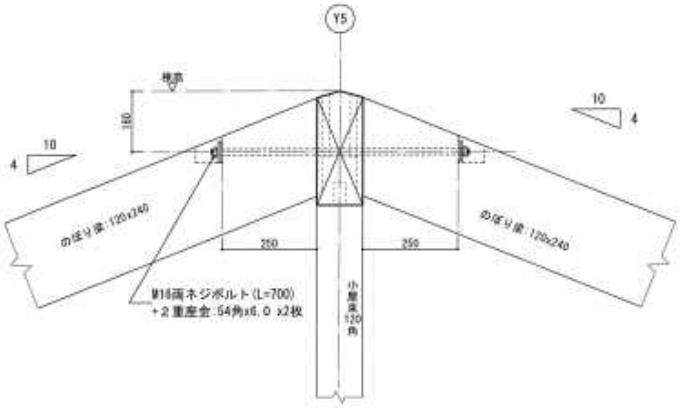


棟木-登り梁仕口詳細　S=1:10

## 耐力壁接合仕様

1　柱と梁接合部の施工方法

①　構造用合板について

・JAS規格構造用合板2級特類厚12mm とすること

・4周及び間柱へ釘CN65を@100以下で打設すること

・釘の打設は手打ちを基本とする。機械うちで圧力調整して釘頭がめり込まないようにし、高止まりした釘は手打ちすること

・釘と合板縁・柱材の縁との距離（縁距離）は20mm 以上確保すること

②　間柱・継目材について

・柱・梁材と同等以上の材料で、巾45mm×背60mm 以上かつ意匠図の指示によること

・4周及び間柱へ釘CN65を@100以下で打設すること

・合板継ぎ目には継目材を設け、その見付け巾は90mm 以上とすること

・釘と合板縁・柱材の縁との距離（縁距離）は20mm 以上確保すること

③　共通事項

・釘、ビス及びボルトを設置する箇所に割れ、死節などの欠陥がある材においては設計者と協議の上施工すること

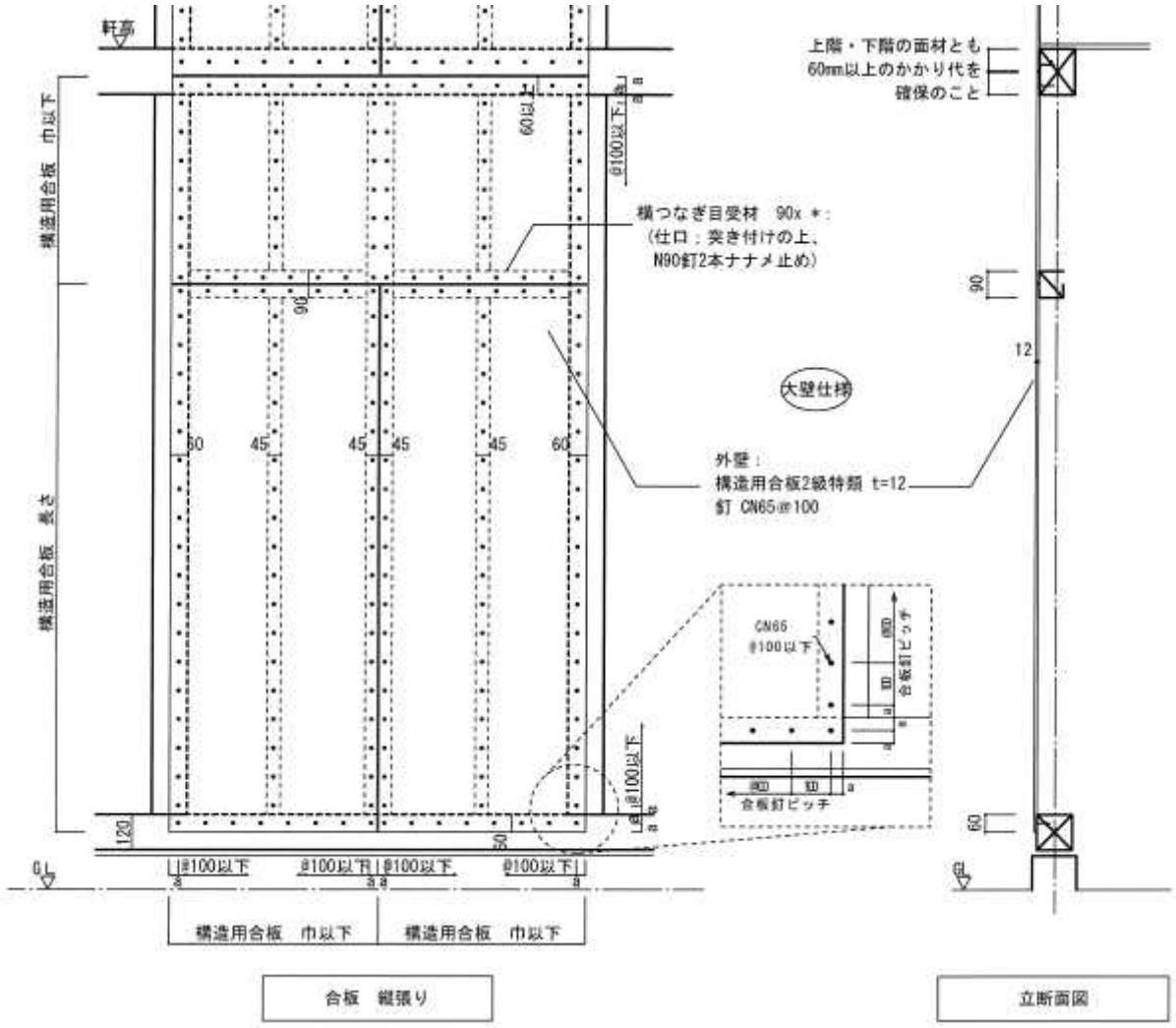

## 05－1 ＜ルール2＞ エコ仕様

## ＜自然エネルギー利用タイプ：仕様Ⅰ＞

### 自然エネルギー利用タイプ

日射の遮蔽、自然採光、通風の確保などできるだけ自然エネルギーを利用することで、エネルギー消費量を削減するタイプで、とっとりエコハウスの基本必須仕様＜エコ仕様Ⅰ＞とすること

（概　要）

1　深い軒により夏期の日射を遮蔽しつつ、通風に配慮した開口、室内上部に高窓を設けるなど、極力機械設備に頼らず、自然エネルギーを利用すること
2　断熱性能は、次世代省エネ基準（熱損失係数 Q 値 2.7 以下）を満たすこと

### 仕　様

次の仕様を満たすものとする。

1　単純開口率を 20%以上とすること
2　夏期の卓越風向に直角に面する場合は左右の壁に、45 度傾いている場合は風下側2面に開口部設けること
3　夏期の卓越風向の風上に通風を確保したい主要な居室を配置すること
4　主要居室建具は、引戸を原則とすること
5　リビングダイニング、老人・子供室等は2面採光、その他の居室、非居室は1面採光とすること
6　軒先の出は 900 ㎜以上、ケラバの出は 750 ㎜以上とすること
7　自然換気ができる高窓又は天窓を設けること
8　開口部には庇（出寸法 0.3H 以上）を設けること（※　H：窓下端と庇等の高低差）
9　大きな開口部は真南±30°　の方位に設ける（延べ面積の 10%以上）こと
9　開口部は、アルミ樹脂複合製（樹脂製、木製も可）とし、ガラスは複層ペアガラス（3＋A12（乾燥空気）＋3）以上すること（A12：乾燥空気）
10　熱損失係数Q値は 2.7W／㎡・K（次世代省エネ基準・Ⅳ地域）以上とすること
11　屋根は、屋根断熱、又は天井断熱、壁は充填断熱を標準とすること
12　屋根、壁は、高性能グラスウール 16K（*t105mm）を標準とすること（＊Q値 2.7 仕様規定による。）
13　床は、押出法ポリスチレンフォームB（t50mm）を標準とすること
14　屋根若しくは天井及び壁の室内側には、防湿層を設けること
15　屋根若しくは天井及び壁には通気層（屋根 30mm 程度、壁 20mm 程度）を設けること

## 05－2 ＜ルール2＞ エコ仕様

## ＜高断熱・空気循環タイプ：仕様Ⅱ＞

### 高断熱・空気循環タイプ

住宅を高断熱化し、床下空間から天井まで空気を循環させることで、室内の温度差をなくして、冷暖房負荷を軽減し、エネルギー消費量を削減するタイプで、とっとりエコハウスの＜エコ仕様Ⅱ＞とすること

（概　要）

1　基礎立上を断熱化、土間コンクリートを蓄熱体に利用すること
2　断熱性能は、＜エコ仕様Ⅰ＞よりも2ランク高い性能（「Ⅱ地域」）を満たすこと
3　夏期は、土間コンクリートで冷やした空気を床下から室内に吹き出し、冬季は室内上部の暖かい空気を床下に送り、補助暖房で加温して床下から暖房すること

### 仕　様

1　熱損失係数Q値＝1.9W／㎡・K 以下（「Ⅱ地域」）を標準とすること
2　1階床は基礎立上断熱とし、押出法ポリスチレンフォームを標準とすること
3　換気方式は、局所換気（便所・浴室・台所）及び第１種換気熱交換型とし、床下の空気も循環させること
4　屋根、壁は、高性能グラスウール 16K（t105mm）を標準とすること。
5　床は、押出法ポリスチレンフォームB（t50mm）を標準とすること

## 05－3 ＜ルール2＞ エコ仕様

## ＜太陽熱利用タイプ：仕様Ⅲ＞

### 太陽熱利用タイプ

太陽熱利用システムを設けて、太陽熱を給湯及び床下空間から空気を循環させる床下暖房の熱源に利用、 エネルギー消費量を削減するタイプで、とっとりエコハウスの＜エコ仕様Ⅲ＞とすること

（概　要）

1　基礎立上を断熱化、土間コンクリートを蓄熱体に利用すること

2　太陽熱利用システム（太陽熱集熱器、給湯器、補助暖房器）を設け、太陽熱を給湯及び床下から室内空気を循環させる床下暖房の熱源に利用すること

### 仕　様

1　＜エコ仕様Ⅰ＞を満たすことする。

## 06－1 ＜ルール3＞ 外部・内部仕上仕様（選択項目）

### ＜外装ルール＞

部位ごとに掲げるものから仕上げを選択する、若しくはこれらと環境に与える影響が同等以上の仕様とすること

| 部 位 | 仕上げ | 材種等 |
|---|---|---|
| 屋 根 | 瓦葺（和・洋） | |
| | | |
| | 金属板（横葺、タテハゼ葺） | ガルバリウム鋼板以上 |
| 外 壁 | 杉板張り仕上げ | |
| | 焼き杉板張り仕上げ | |
| | 軽量モルタル下地＋漆喰仕上げ | |
| | 軽量モルタル下地＋吹付け仕上げ | |
| | 金属板 | ガルバリウム鋼板以上 |
| | 無塗装サイディング（3×10版）＋吹付け仕上げ | |

## 06－2 ＜ルール3＞ 外部・内部仕上仕様（選択項目）

### ＜内装ルール（主要な居室適用）＞

主要な居室(※)における部位ごとに掲げるものから仕上げを選択する、若しくはこれらと環境に与える影響が同等以上の仕様とすること。なお、住まい手が自ら仕上げるセルフビルドも選択可能とすること

| 部 位 | 仕上げ | 材種等 |
|---|---|---|
| 内 壁<br>天 井 | 板張り仕上げ | 杉（県産材） |
| | 因州和紙張り仕上げ | |
| | 漆喰仕上げ | |
| | 珪藻土仕上げ | |
| | AEP塗装仕上げ | アクリルエマルジョンペイント |
| 床 | 杉フローリング仕上げ（厚 15mm 、厚 30mm） | 杉（県産材） |
| | | 県産材（そのほか） |
| | 塩ビシート（水回り）（キッチン、洗面所、トイレ等） | |
| | 畳 | |

（※）「主要な居室」とは、「居間を含む一体的空間」および「主寝室」を示す。

## 06－3 アイテム（オプション）

**＜内部建具、家具（県内製品・造作）＞**

種類ごとに必要なものを選択すること

| 部　位 | 仕上げ | 材種等 | 種　類 |
|---|---|---|---|
| 内部建具 | 框戸・格子戸 | | |
| | シナ合板フラッシュ戸 | | |
| 家　具 | 収納家具（造り付け） | | |
| | キッチンキャビネット（造り付け） | | |
| | 洗面台（造り付け） | | |
| | 板張りユニットバス | | |

（参考例）

| キッチンシステム | 収納家具 | 板張りユニットバス | 収納家具 | 洗面台 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 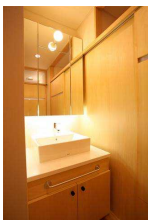 |

## 06－4 アイテム（オプション）

**＜エコ設備＞**

種類ごとに必要なものを選択すること

| 部　位 | 仕上げ | 材種等 | 種　類 |
|---|---|---|---|
| 給湯設備 | 自然冷媒ヒートポンプ電気式給湯器 | エコキュート | |
| | 潜熱回収型給湯器 | エコジョーズ | |
| | 上記以外の省エネルギー型給湯機器 | | |
| | 電気式給湯器 | | |
| エコ設備 | 雨水貯水タンク | | |
| | 薪ストーブ | | |
| | 太陽熱利用システム | | |
| | 太陽光発電システム | | |

（参考例）

| 雨水貯水タンク | 薪ストーブ | 太陽熱利用システム | エコキュート | エコジョーズ | エネファーム |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

## 07－1 ＜ルール4＞ 維持管理（選択項目）

## ＜住宅履歴情報保管「いえかるて」及び定期点検等＞

### 維持管理

1 維持管理計画

長期優良住宅建築等計画に基づき各工務店は、引渡し時に本維持保全計画に従い、各住宅の仕様に応じた標準的な 30 年間の維持保全計画の内容説明を建築主若しくは住まい手（以下「住まい手」という。）に行うこと。また、住まい手はこの維持保全計画を遂行すること

2 お手入れ

各工務店は、引渡し時に日常の清掃とお手入れが重要であることを住まい手に説明し、各住宅に適したお手入れの仕方の説明を行うこと

3 長期保証

各工務店は、構造躯体及び雨漏りに関する屋根・外壁等の瑕疵担保責任について、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律（平成 19 年第 66 号）に基づき、国土交通省指定の住宅瑕疵担保責任保険法人の住宅瑕疵担保証保険に加入すること

4 工事検査

住宅瑕疵担保責任保険法人による工事検査を除き、第三者により工事検査（基礎配筋完了時、建て方完了時、完成時）を受けること

5 定期点検

各工務店は、維持保全計画の所定の書式に従い竣工後3ヶ月・1年・3年を経過する時点に定期点検を無償で実施し、5年、10年目を経過する時点での定期点検を有償で提供すること。また、定期点検の結果、修繕等の必要が生じた場合、無償あるいは見積書等で住まい手の承諾を得て有償で修繕を行い、その内容を住まい手に報告し住宅履歴保管システム「いえかるて」に登録すること

6 臨時点検

各工務店は、引渡した住宅に影響を及ぼす懸念のある地震の発生後や台風が通過した後、臨時点検を実施すること。各工務店は、臨時点検の結果、修繕等の必要が生じた場合、無償あるいは見積書等で住まい手の承諾を得て有償で修繕を行い、その内容を住まい手に報告し住宅履歴保管システム「いえかるて」に登録すること

7 住宅履歴保管システム「いえかるて」の更新

各工務店は、維持保全計画書の更新を行った場合、住まい手への報告と同時に、住宅履歴保管システム「いえかるて」の更新を行うこと

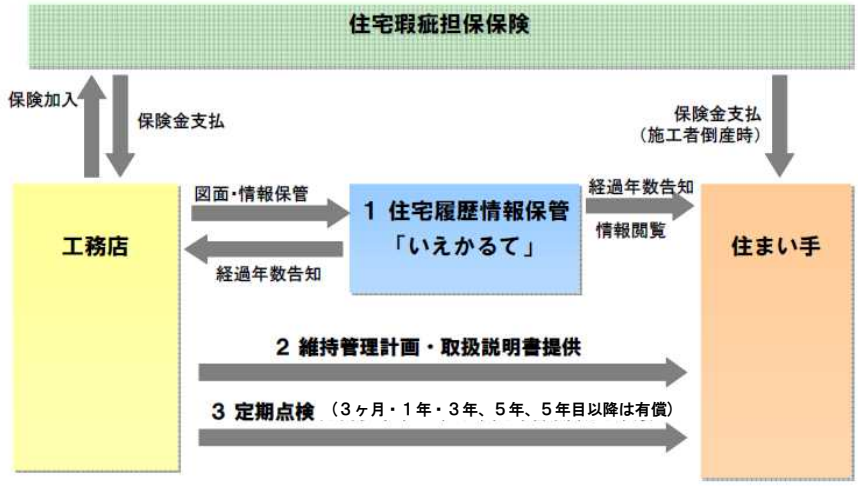

## 08－1 ＜ルール1＞ スケルトン基本仕様(必須項目)

### ＜長期優良住宅仕様＞

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画(「長期優良住宅建築等計画」といいます。)を認定する制度の創設を柱とする「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成 20 年 12 月に公布され、平成 21 年 6 月 4 日に施行されました。

この法律では、長期優良住宅の普及の促進のため、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅の建築計画及び一定の維持保全計画を策定して、所管行政庁に申請します。当該計画の認定を受けた住宅については、認定長期優良住宅建築等計画に基づき、建築及び維持保全を行うこととなります。

日本住宅性能評価基準の劣化対策等級(構造躯体等)の等級3を満たす

1 構造躯体等の劣化の対策 (等級3＋独自基準★)

| 確認項目 | 項目 | 認定基準 |
|---|---|---|
| 外壁の軸組等 | 外壁の構造等(地面から1m) | ・通気構造等<br>・K3 相当以上の防腐・防蟻処理※1 |
| | | ・薬剤処理<br>・耐久性区分 D1＋小径 12.0cm 以上<br>・小径 13.5cm 以上<br>・樹種がヒノキ又はヒバ等 |
| 土台 | 防腐・防蟻処理 | ・樹種がヒノキ又はヒバ等<br>・K3 相当以上の防腐・防蟻処理 |
| 浴室・脱衣室の防水 | 浴室 | ・防水上有効な仕上げ<br>・浴室ユニット<br>・外壁の軸組等に準ずる防腐措置 |
| | 脱衣室 | ・防水上有効な仕上げ<br>・外壁の軸組等に準ずる防腐措置 |
| 基礎高さ | 基礎高さ | ・地盤面から基礎上端までの高さ 400mm 以上 |
| 床下・防湿・換気措置 | 防湿方式(基礎断熱工法以外) | ・厚さ 60mm 以上のコンクリート<br>・厚さ 0.1mm 以上の防湿フィルム |
| | 換気措置(基礎断熱工法以外) | ・壁の長さ 4m 以下ごとに有効 300cm2 以上の換気口<br>・ねこ土台の場合は壁の全周にわたって 1m 当たり有効 75cm2 以上の換気口 |
| | 防湿方式(基礎断熱工法) | ・厚さ 100mm 以上のコンクリート<br>・厚さ 0.1mm 以上の防湿フィルム※2 |
| 小屋裏換気 | 小屋裏換気 | ・小屋裏給排気:天井面積の 1/300 以上の換気口<br>・軒裏給排気:天井面積の 1/250 以上の換気口<br>・軒裏給気・小屋裏排気:給気・排気口ともに天井面積の 1/900 以上<br>・軒裏給気・排気塔排気:給気口は 1/900 以上、排気口は 1/1600 以上 |
| 点検空間の確保★ | 床下措置 | ・点検口の設置 |
| | 床下空間 | ・有効高さ 330mm 以上 |
| | 小屋裏措置 | ・点検口の設置 |
| 構造部材等 | 法の適合 | ・建築基準法施行令 37 条、41 条、49 条に適合 |

※1 製材のJAS、枠組壁工法構造用製材のJASに規定する保存処理の性能区分のうち、K3 以上の防腐・防蟻処理をいう。
※2 重ね幅を 300mm 以上とし、厚さ 50mm 以上のコンクリート又は乾燥した砂で押さえたもの。

日本住宅性能評価基準の耐震等級の等級2を満たす

2 耐震性 (耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)等級2とする場合)

| 確認項目 | 項目 | 認定基準 |
|---|---|---|
| 耐力壁 | 基準法で定める壁量計算 | ・存在壁量≧必要壁量 |

| | | |
|---|---|---|
| 準耐力壁等 | 評価方法基準で定める壁量計算 | ・令 46 条 4 項の壁量に評価方法基準で定める準耐力壁を加えた壁量存在壁量≧等級 2 の必要壁量 |
| 耐力壁線の確認 | 耐力壁線間隔 | ・耐力壁線間の距離を原則として 8m 以内 |
| | | ・耐力壁線は建物の外周を通る線、または耐力壁の有効壁長さが一定の長さ以上 |
| 床組等の確認 | 床組の床倍率 | ・耐力壁線内の床組の存在床倍率≧必要床倍率 |
| | 小屋組の床倍率 | ・耐力壁線内の小屋組の存在床倍率≧必要床倍率 |
| | 屋根面の床倍率 | ・耐力壁線内の屋根面の存在床倍率≧必要床倍率 |
| 接合部の確認 | 接合部倍率 | ・存在接合部倍率≧必要接合部倍率 |
| 横架材及び基礎の確認 | 構造部材の寸法等 | ・許容応力度計算の結果に基づくスパン表による部材寸法の確認 |
| | | ・水平荷重時の上部構造から伝達される応力に対する基礎耐力の確認 |
| 構造部材等 | 法の適合 | ・令第 3 章第 1 節から第 3 節までの規定に適合 |
| | | |

## 日本住宅性能評価基準の高齢者等配慮対策等級（専用部分）の等級3を満たす

### 3 維持管理・更新の容易性 （等級3）

| 確認項目 | 項目 | 認定基準 |
|---|---|---|
| 専用配管 | コンクリート内埋め込み配管 | ・専用配管※1がコンクリート内に埋め込まれていない。※2 |
| 地中埋設管 | 地中埋設管上のコンクリート打設 | ・地中埋設管上にコンクリートを打設しない。※3 |
| 専用排水管 | 排水管の清掃措置 | ・掃除口の設置 |
| | | ・清掃が可能なトラップの設置 |
| 排水管の性状等 | 排水管等の内面 | ・専用排水管の内面が平滑（蛇腹管の禁止） |
| | 設置状態 | ・清掃に支障を及ぼす変形等が生じない。 |
| 配管点検口 | 主要接合部等の点検措置 | ・設備機器と排水管の接合部 |
| | | ・設備機器と給水管の接合部 |
| | | ・設備機器と給湯管の接合部 |
| | | ・排水管のバルブ及びヘッダー |
| | | ・給水管のバルブ及びヘッダー |
| | | ・給湯管のバルブ及びヘッダー |
| | | ・ガス管のバルブ及びヘッダー |
| ※1 専用配管とは、排水管・給水管・給湯管・ガス管をいう。<br>※2 基礎の立ち上がり部分を貫通する場合及びさや管内配管を除く。<br>※3 住宅の構造躯体に影響を及ぼさずに地中埋設管の維持管理ができる場合を除く。 | | |

## 日本住宅性能評価基準の省エネルギー対策等級の等級4を満たす

### 4 省エネルギー対策 （等級4）

| 確認項目 | 項目 | 認定基準 |
|---|---|---|
| 結露防止対策 | 結露の発生防止対策 | ・防湿層の設置 |
| | | ・通気層の設置 |
| 熱損失係数による基準の場合 | 熱損失係数 | ・熱損失係数 |
| | 夏季日射取得係数 | ・夏季日射取得係数の値（部位別の夏季日射侵入率） |
| 熱貫流率による基準の場合 | 断熱構造とする部分と性能 | ・断熱材の施工法<br>（充填断熱工法、外張断熱工法、内張断熱工法） |
| | | ・熱貫流率若しくは断熱材の熱抵抗又は断熱材の種類と厚さ（部位別） |
| | 窓・ドア等の断熱性 | ・熱貫流率又は建具の材質・構成等（部位別） |
| | 窓・ドア等の日射侵入対策 | ・夏季日射侵入率（部位別）<br>・建具又は付属部材、ひさし、軒等による日射の侵入防止（部位別）<br>・夏季日射取得係数の値 |

## その他(独自基準)

| 確認項目 | 項目 | 認定基準 |
|---|---|---|
| 維持保全の方法･期間 | 維持保全の方法 | ･点検の項目及び時期の設定 |
| | 維持保全の期間 | ･30 年以上 |

## 09－1 ＜ルール2＞ エコ仕様（選択項目）

### ＜建築物総合環境性能評価システム（CASBEE とっとり[戸建]）＞

CASBEEとっとり〔戸建〕は、建築主、設計者が自ら住宅の環境性能を評価することで住宅の環境配慮に対する自主的な取り組みを推進し、環境品質の高い長寿命な住宅の普及と環境への負荷の低減を図ることを目的としています。

CASBEE（キャスビー）とは、『建築環境総合性能評価システム（Comprehensive AssessmentSystem for Built Environment Efficiency）』の略称で、政府支援の元、産官学共同プロジェクトにより開発された建築物の環境性能を評価して格付けする手法です。

鳥取県では、当該「CASBEEーすまい〔戸建〕」に鳥取県の施策や地域特性を踏まえ、建築主に特に取り組んでいただきたい5つの重点項目を加えた「CASBEEとっとり〔戸建〕」を開発しました。

当該評価により評価を行い、「CASBEEとっとり〔戸建〕」ランクA以上とする。

### 1 室内環境 暑さ、寒さ

| 確認項目 | 項目 | 評価基準 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 基本性能 | 断熱・気密性能の確保 | 省エネ対策等級ごとにレベル設定<br>（長期優良と同等であればレベル5（最高）） | 等級3であればレベル3。 |
| | 日射の機能調整 | 夏季の開口部日射侵入率ごとにレベル設定<br>（長期優良と同等であれば、ほぼレベル3） | 長期優良では 0.66 以下。<br>レベル3では 0.6 以下。 |
| 夏の暑さを防ぐ | 風を取り込み、熱気を逃がす | 主要居室の二方向開放等→レベル3<br>全居室の二方向開放等→レベル5 | 長期優良には無い概念。自立循環の考え方に基づく基準。 |
| | 適切な冷房計画 | 居間を含む一体空間で適切な冷房計画→レベル3<br>上記＋主寝室で適切な冷房計画→レベル5 | 冷房の容量及び位置で評価。 |
| 冬の寒さを防ぐ | 適切な暖房計画 | 居間を含む一体空間で適切な暖房計画→レベル3<br>上記＋主寝室で適切な暖房計画→レベル5 | 暖房の容量及び位置で評価。 |

### 2 室内環境 健康と安全・安心

| 確認項目 | 項目 | 評価基準 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 化学汚染物質の対策 | 化学汚染物質の対策 | ホルムアルデヒド対策等級ごとにレベル設定 | F☆☆☆☆等級相当以上であれば等級3 |
| 適切な換気計画 | 適切な換気計画 | 台所、便所、浴室での局所換気が適切→レベル3<br>各居室単位での局所換気が適切→レベル5 | |
| 犯罪に備える | 犯罪に備える | 侵入防止対策等級の基準に基づきレベル設定 | |

## 3 室内環境 その他

| 確認項目 | 項目 | 評価基準 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 明るさ | 昼光の利用 | 単純開口率に応じてレベル設定 | 開口率が 20%以上であればレベル3(最高) |
| 静かさ | 静かさ | 透過損失等級ごとにレベル設定 | 等級3でレベル5 |

## 4 長寿命性能

| 確認項目 | 項目 | 評価基準 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 躯体 | 躯体 | 劣化対策等級ごとにレベル設定<br>(長期優良と同等であればレベル5(最高)) | |
| 外壁財 | 外壁材 | 外壁材の仕様に応じてレベル設定 | 下見板等であればレベル3<br>(サイディングと同等扱い) |
| 屋根材、陸屋根 | 屋根材、陸屋根 | 屋根材の仕様に応じてレベル設定 | 和瓦であればレベル4 |
| 自然災害に備える | 自然災害に備える | 耐震等級ごとにレベル設定<br>(長期優良と同等であればレベル4) | |
| 火災に備える | 火災に耐える構造(開口部以外) | 耐火等級ごとにレベル設定 | 等級は遮炎時間に応じて設定。 |
| | 火災の早期感知 | 感知警報装置設置等級ごとにレベル設定 | 消防法適合でレベル3 |
| 維持管理 | 維持管理のしやすさ | 維持管理対策等級(専用配管)ごとにレベル設定<br>(長期優良と同等であればレベル4) | |
| | 維持管理の体制 | 維持管理履歴の保管など取組みを評価<br>(長期優良と同等であればレベル5(最高)) | |
| 機能性 | 広さと間取り | 入居者数に応じた床面積ごとにレベル設定 | |
| | バリアフリー対応 | 高齢者配慮対策等級(専用部分)ごとにレベル設定 | 長期優良住宅では戸建て住宅は対象外。 |

## 5 まちなみ・生態系

| 確認項目 | 項目 | 評価基準 | 備考 |
|---|---|---|---|
| まちなみ・環境への配慮 | まちなみ・環境への配慮 | 街区との調和、地域景観への配慮に関する取組みに応じてレベル設定 | |
| 生物環境の創出 | 敷地内の緑化 | 外構面積に対する緑化面積に応じてレベル設定 | 指定建蔽率から想定外構面積を算出し、緑化率を評価。 |
| | 生物の生息環境の確保 | 生物の生息・生育に寄与する取組みを評価 | 水場の確保、餌場の確保等全5項目から構成。 |
| 地域の安全・安心 | 地域の安全・安心 | 周辺地域への防犯性向上のための対策を評価 | 避難路、消火活動空間の確保等4項目から構成。 |
| 地域資源の活用と住文化の継承 | 地域資源の活用と住文化の継承 | 地域の住文化の採用や地域の木材資源の活用等の取組みを評価 | 住文化では住宅や庭づくりの構法・意匠・技術の採用等を評価。 |

## 6 エネルギーと水

| 確認項目 | 項目 | 評価基準 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 建物での省エネ | 建物の熱負荷抑制 | 省エネルギー対策等級ごとにレベル設定<br>(長期優良と同等であればレベル5(最高)) | |
| | 自然エネルギ | 日射熱利用による暖房エネルギーの削減率に応じて | 建物の立地及び集熱開口部の |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 一利用 | レベル設定 | 方位を評価。 |
| 設備での省エネ | 暖房設備 | エネルギー消費量削減について機器効率により評価 | 機器の性能により評価。 |
| | 冷房設備 | エネルギー消費量削減について機器効率により評価 | 機器の性能により評価。 |
| | 給湯機器 | エネルギー消費量削減について給湯方式により評価 | |
| | 浴槽の断熱 | 浴槽における断熱の有無等により評価 | |
| | 給湯配管 | 配管方式及び配管の断熱仕様等により評価 | |
| | 照明・家電・厨房機器 | 5機種の省エネ基準達成率により評価 | 5機種とは照明、冷蔵庫、便座、テレビ、こんろ |
| | 換気設備 | 年間消費電力量に応じてレベル設定 | 一般的なものではレベル3 |
| | 家庭用コージェネレーションシステム | ガスエンジン式コージェネレーションシステムを導入している場合に評価 | 取組みが無ければレベル3 |
| | 太陽光発電システム | 太陽光発電システムを導入している場合は「設備での省エネ」の各項目を補正する。 | 5点を上限として加点する。 |
| 水の節約 | 節水型設備 | 節水型設備による上水消費量削減の取組みを評価 | 便器、浴室サーモ水栓、食器洗い洗浄機等を評価。 |
| | 雨水の利用 | 雨水利用の取組みがある場合に評価 | 雨水タンク等 |
| 維持管理と運用の工夫 | 住まい方の提示 | 省エネルギーセンター発行の住まい方ガイド等が備え付けられている場合に評価 | 取扱説明書の保管等のみの場合はレベル3 |
| | エネルギーの管理と制御 | 「省エネナビ」等のエネルギー管理ができる仕組みがある場合に評価 | 取組み無しでレベル3 |

## 7 省資源、廃棄物抑制

| 確認項目 | 項目 | 評価基準 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 構造躯体 | 木質系住宅 | 構造躯体に持続可能な森林から産出された木材の使用量により評価 | 過半以上でレベル4<br>全ての場合でレベル5 |
| 地盤 | 地盤補強材・地業・基礎 | エコセメント、再生骨材等を使用するなどの取組みを評価 | |
| 外装材 | 外装材 | 再生可能材料又はリサイクル材を採用するなどの取組みを評価 | 再生可能材料とは持続可能な森林から産出された木材等 |
| 内装材 | 内装材 | 再生可能材料又はリサイクル材を採用するなどの取組みを評価 | 再生可能材料とは持続可能な森林から産出された木材等 |
| 外構材 | 外構材 | 再生可能材料とは持続可能な森林から産出された木材等 | 再生可能材料とは持続可能な森林から産出された木材等 |
| 生産段階 | 構造用躯体部材 | 構造用部材における生産・加工段階における廃棄物削減の取組みを評価 | プレカットや端材のリサイクル等を評価 |
| | 構造躯体以外の部材 | 構造用部材以外の部材における生産・加工段階における廃棄物削減の取組みを評価 | 生産工場のISO取得等を評価 |
| 施工段階 | 施工段階 | 施工段階における廃棄物削減の取組みを評価 | プレカットによる現場加工の削減等、鋼製型枠の使用等を評価 |
| リサイクルの促進 | 使用材料の情報提供 | 使用材料のリサイクルや廃棄に対する情報提供の有無を評価 | |

## 8 地球・地域・周辺環境

| 確認項目 | 項目 | 評価基準 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 地球環境 | 温暖化への配慮 | ライフサイクルCO2排出率に応じてレベル設定 | 一般的な住宅(参考値)と比較。 |
| 地域環境 | 地域インフラの負荷抑制 | 居住時に発生する地域インフラへの負荷抑制をための取組みを評価 | 雨水排水、生活ゴミの排出削減に寄与する取組みを評価。 |
| | 既存の自然環境 | 既存の自然環境・自然資源を保全する対策を評価 | 地形、表土、樹木・緑地の保全、郷土種の採用等の対策を評価。 |
| 周辺環境 | 騒音・振動・排気等の低減 | 隣接住宅等に与える影響を低減する屋外設置の設備機器における取組みを評価 | 空調室外機や給湯設備で騒音・排熱等を低減する対策を評価。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 周辺温熱環境の改善 | 周辺環境への熱的な影響を低減する取組みを評価 | 敷地周辺の風通し、緑化、地表面被覆材、外装材の配慮を評価。 |

## CASBEEとっとり〔戸建〕の重点項目

「CASBEEとっとり〔戸建〕」では、鳥取県の施策や地域特性を踏まえて、住宅の建築にあたって推進する5つの重点項目を設定しています。

（1） 県産材・地域産品・伝統技術の活用の推進

県産材の活用は、森林資源の維持保全、温室効果ガスの排出量抑制、循環型社会の構築に貢献し、鳥取県の自然環境を守ることにつながります。また、住宅建設における県産材や地域産品の活用及び木造住宅を支える伝統技術の継承を進めることは、地域産業の活性化にも寄与することから、住宅建設において積極的にこれらを活用することを推進します。

（2） 自然エネルギー利用の推進

住宅において消費するエネルギーを削減するには、太陽光発電等の省エネ設備機器のみに頼るのではなく、地域特性や立地条件に応じて、できる限り自然エネルギーを利用した住宅づくりを普及させることが有効であることから、住宅における自然エネルギー利用を推進します。

（3） 維持管理体制の整備の推進

住宅の長寿命化を実現し、温室効果ガスの排出量を抑制するためには、住宅の適切な維持管理が重要であることから、住宅の設計・施工記録及び履歴情報の保管、維持管理に関する情報を住まい手に提供するなどの維持管理をサポートする取り組みを推進します。

（4） 敷地内緑化の推進

敷地内の緑化は、小動物の生育環境の保全、ヒートアイランドの抑制、CO2の吸収、火災の延焼遅延など様々な効果を持つ上に、まちなみにうるおいやゆとりを与えることから、住宅や敷地の植栽、屋上緑化等など敷地内の緑化を推進します。

（5） まちなみ・景観形成の推進

住宅は、まちなみを構成する重要な要素であり、まちなみを整え、住環境を良くし、地域に対する愛着と誇りを育むためには、個々の住宅が周囲のまちなみと調和を図り、景観形成に取り組むことが重要であることから、住宅づくりにおけるまちなみへの配慮、景観形成を推進します。